

特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟

倫理規程

(目的)

第1条 この特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟倫理規程(以下「本規程」という。)は、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟(以下「本連盟」という。)の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、会員、役員、各専門委員会(以下「役職員等」という。)であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 会員とは、定款第6条に規定する正会員、賛助会員をいう。
- (2) 役員とは、定款第13条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 専門委員会とは、定款第38条、39条に規定する委員長及び委員をいう。

(基本的責務)

第3条 本連盟の役職員等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程、行動指針等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(禁止される行為)

第4条 役職員等は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 暴力、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメント
- (2) 差別
- (3) 前2号に定めるほか名誉毀損又はプライバシー侵害など人権侵害行為
- (4) ドーピングその他禁止薬物の使用
- (5) 違法な賭博若しくは八百長又はこれらに何らかの形で関与すること
- (6) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ること、又はこれを斡旋若しくは強要すること
- (7) 前3号に定めるほかスポーツ・インテグリティ(スポーツの高潔性)を害する行為
- (8) 補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づかない不適

切な経理処理

(9) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つこと

(10) 前各号に定めるほか本連盟の定款若しくは諸規程又は法令に違反する行為

(違反による処分等)

第5条 役職員等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるとき、理事会は直ちに本連盟処分手続規程に基づき、事実調査委員会を設置し調査をする。

2 前項の調査の結果、当該役職員等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、本連盟処分規程に基づき、相当の処分をするものとする。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 役職員等は、その職務の執行に際し、本連盟との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 役職員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄付者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 役職員等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 役職員等は、本連盟の事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(その他)

第10条 この本規程の改廃は、総会の決議を必要とする。

附則〔2020年5月9日制定〕

この本規程は、2020年5月9日から施行する。